

18 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
所 得 税	源 泉 分	1,734	420	1,374	269	3,108	689	1,616	411	1,492	278
	申 告 分	10,245	2,067	10,522	2,085	20,767	4,152	11,357	1,995	9,410	2,157
	計	11,979	2,487	11,896	2,354	23,875	4,841	12,973	2,406	10,902	2,435
法 人 税		912	949	1,565	1,086	2,477	2,035	1,579	1,185	898	850
相 続 税		153	174	292	235	445	409	323	223	122	186
消 費 税		10,729	外 691 2,620	13,257	外 2,006 7,438	23,986	外 2,697 10,058	13,896	外 2,010 7,463	10,090	外 687 2,595
そ の 他		392	21	1,144	46	1,536	67	1,123	45	413	22
合 計		24,165	外 691 6,251	28,154	外 2,006 11,159	52,319	外 2,697 17,410	29,894	外 2,010 11,322	22,425	外 687 6,088

調査対象等：平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

## (2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
平成 26 年 度	件 31,581	百万円 外 694 11,497	件 26,752	百万円 外 1,413 8,476	件 58,333	百万円 外 2,107 19,973	件 28,913	百万円 外 1,292 8,779	件 29,420	百万円 外 815 11,194
平成 27 年 度	29,420	外 815 11,194	29,376	外 2,571 13,058	58,796	外 3,386 24,252	30,577	外 2,566 15,517	28,219	外 820 8,735
平成 28 年 度	28,219	外 820 8,735	29,745	外 2,245 12,057	57,964	外 3,065 20,792	32,184	外 2,342 13,749	25,780	外 723 7,043
平成 29 年 度	25,780	外 723 7,043	28,435	外 2,070 10,887	54,215	外 2,793 17,930	30,050	外 2,102 11,679	24,165	外 691 6,251
平成 30 年 度	24,165	外 691 6,251	28,154	外 2,006 11,159	52,319	外 2,697 17,410	29,894	外 2,010 11,322	22,425	外 687 6,088

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

## (3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
徳 島	827	152	2,393	934	3,220	1,087	2,465	931	755	156
鳴 門	558	100	808	320	1,366	420	880	332	486	89
阿 南	224	31	392	174	616	205	454	179	162	26
川 島	204	28	356	129	560	158	409	135	151	23
脇 町	104	15	242	82	346	97	282	84	64	13
池 田	163	19	200	61	363	80	281	71	82	8
徳 島 県 計	2,080	345	4,391	1,701	6,471	2,046	4,771	1,731	1,700	315
高 松	3,449	551	4,049	1,342	7,498	1,893	4,320	1,360	3,178	533
丸 亀	1,216	146	1,506	474	2,722	621	1,765	477	957	143
坂 出	577	62	620	181	1,197	244	780	189	417	54
観 音 寺	883	111	830	357	1,713	467	850	317	863	150
長 尾	415	72	504	172	919	243	526	172	393	71
土 庄	203	29	161	81	364	111	156	87	208	23
香 川 県 計	6,743	971	7,670	2,608	14,413	3,579	8,397	2,603	6,016	976
松 山	3,995	722	5,043	2,102	9,038	2,824	5,526	2,101	3,512	723
今 治	755	151	1,122	460	1,877	611	1,265	501	612	110
宇 和 島	510	73	657	190	1,167	264	605	178	562	86
八 幡 浜	400	72	403	139	803	210	469	157	334	54
新 居 浜	746	111	723	297	1,469	408	774	293	695	115
伊 予 西 条	758	110	534	191	1,292	301	673	199	619	103
大 洲	281	38	278	88	559	126	292	89	267	38
伊 予 三 島	548	76	472	254	1,016	330	538	257	478	73
愛 媛 県 計	7,993	1,354	9,232	3,720	17,221	5,074	10,142	3,774	7,079	1,301
高 知	2,141	277	3,113	1,034	5,254	1,312	3,250	999	2,004	312
安 芸	123	12	242	122	365	135	264	116	101	18
南 国	663	104	815	250	1,476	354	791	254	685	100
須 崎	370	57	370	119	740	176	389	117	351	59
中 村	339	45	387	145	726	190	438	145	288	45
伊 野	210	24	299	90	509	114	311	92	198	22
高 知 県 計	3,846	520	5,226	1,760	9,070	2,280	5,443	1,724	3,627	556
局 引 受 分	3,503	3,061	1,635	1,370	5,144	4,431	1,141	1,490	4,003	2,940
総 計	24,165	6,251	28,154	11,159	52,319	17,410	29,894	11,322	22,425	6,088

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

# 19 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	千円
平 成 26 年 度	98,189,069
平 成 27 年 度	125,155,583
平 成 28 年 度	125,450,193
平 成 29 年 度	133,212,448
平 成 30 年 度	142,762,128
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	29,463,239
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	3,655,106
法 人 税	15,620,792
消 費 税 及 地 方 消 費 税	92,340,163
そ の 他	1,682,828
還 付 金 合 計	142,762,128

調査期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日

(注) 還付加算金を含む。